

監督部へ
届出する
皆様へ

鉱山保安法に基づく手続きの 電子届出が 2020年2月より 始まります



電子届出への具体的な準備事項等は、随時HPIにて情報を発信します。
(URL:https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net)

産業保安法令に基づく手続きについて、インターネットを

利用して提出可能となるシステムです。



24時間 365日
いつでも
届出が可能



ガイド機能で
らくらく入力



再提出も簡単に



届出履歴が
簡単に確認

電子届出の対象手続き

鉱山保安法の災害月報(2020年1月分以降)が電子にて提出可能となります。

インターネットで届出結果の 確認が可能です



受理結果の確認

提出した届出毎に、保安ネットの画面の一覧上で受理完了結果を閲覧可能です。
(提出した届出の詳細の確認やブラウザからの印刷も可能です)
過去の届出データを利用して新たに届出することもできます。



保安ネットを利用するには事前にG Biz IDのアカウント取得が必須です

G Biz ID (gBizID) とは

1つのアカウント ID・パスワードで、経済産業省が提供する様々な行政サービスが利用できるサービスです。アカウントは以下3種類あり、いずれかを用いて保安ネットで提出していただきます。

gBiz プライム

印鑑証明書と、登録印鑑押印済み申請書を郵送し、審査通過すると発行されます。
同一法人内の gBiz メンバー・gBiz エントリーで提出した届出の履歴、申請結果等が参照可能です。

gBiz メンバー

gBiz プライムの利用者が、組織の従業員用にマイページで作成することで発行されます。
同一法人内の gBiz プライム・gBiz エントリーで提出した届出の履歴、申請結果等が参照可能です。

gBiz エントリー

審査なしで即日発行可能です。
gBiz エントリーで提出した届出の履歴、申請結果等のみが参照可能です。

G Biz ID のログインおよび各種詳細情報 (操作マニュアル・よくあるご質問等) は、G Biz ID ホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>) を参照ください。

よくあるご質問と回答

Q1. 電子化対象の手続以外は、どのように提出するのでしょうか。

A1. 従来通り、紙媒体にて提出してください。なお、電子化対象の手続は将来的に拡大していくことも検討しています。

Q2. 電子化対象手続は電子届出のみでの受付となりますか。

A2. 電子届出が困難な場合は、従来通り紙媒体での提出が可能です。ただし、インターネットからの履歴確認等は実施できません。

Q3. 電子届出の具体的なやり方は何を確認すればよいでしょうか。

A3. 今後、具体的な実施方法等をマニュアルにて公開する予定です。

Q4. 電子届出する場合はどのような事前準備が必要ですか。

A4. ①インターネットに接続可能なパソコン
②GビズID (ID/パスワード)
③届出情報

Q5. 法人ではなく個人事業主が、電子にて手続を提出することは可能でしょうか。

A5. 個人事業主でも提出は可能です。なお、個人事業主の場合でもGビズIDを取得していただく必要があります。

その他のお問い合わせ

- 電子届出への具体的な準備事項等詳細は、随時HP (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/hoan-net/)にて情報を発信します。
- その他ご質問については、ヘルプデスク（連絡先：050-2018-8381）までお問い合わせください。

※ 本件以外のお問合せはご遠慮ください